

# ○寒川町個人情報保護審査会審査要領 (案)

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要領は、寒川町個人情報保護審査会規則(平成11年寒川町規則第29号)の規定に基づき、寒川町個人情報保護審査会(以下「審査会」)が実施機関から諮問を受けた不服申立てを審議するために必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要領において使用する用語は、寒川町個人情報保護条例(平成11年寒川町条例第25号。以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

## 第2章 理由説明書と意見書等

### (実施機関の理由説明書)

第3条 審査会は、条例第28条第1項の規定により実施機関から諮問を受けたときは、当該実施機関に対して相当の期間を定めて、不開示決定等に係る理由説明書の提出を求めるものとする。

2 審査会は、前項の理由説明書が提出されたときは、不服申立人及び参加人にその写しを送付するものとする。

### (不服申立人の意見書)

第4条 審査会は、条例第32条に規定する意見書が提出されたときは、参加人及び実施機関に対しその写しを送付するものとする。

### (補充説明書及び補充意見書)

第5条 審査会は、審査における争点を確定するため必要と認めるときは、実施機関に対して相当の期間を定めて、補充説明書の提出を求めることができる。この場合において、第3条第2項の規定は補充説明書に準用する。

2 審査会は、不服申立人に対して相当の期間を定めて、前項の補充説明書に対する補充意見書の提出を求めることができる。この場合において、第4条の規定は補充意見書に準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関、不服申立人及び参加人より任意に補充説明書又は補充意見書が提出されたときは、審査会はこれらを受理するものとする。この場合において、補充説明書及び補充意見書の取扱いは、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

## 第3章 不服申立人の意見陳述と議事整理手続きの説明

### (不服申立人の意見陳述期日の設定と陳述手続きの説明)

第6条 不服申立人が条例第31条第1項の規定により、口頭による意見陳述を行うときは、審査会は、その期日、陳述時間等について不服申立人の意見を聴いて定めるものとする。

2 不服申立人は、意見陳述を補佐させるため補佐人を選任したときは、遅滞なく審査会に届け出なければならない。

3 審査会事務局は、不服申立人及び補佐人に対し、本審査要領に定める不服申立人の意見陳述及び質疑(以下「意見陳述等」という。)の手続き、注意事項等に関し、あらかじめ文書又は口頭により説明をしなければならない。

### (不服申立人の陳述と委員長の議事整理権)

第7条 議長は、審査会の目的を達成し、不服申立人、参加人又は第三者(以下「参加人等」という。)の権利を侵害しないよう、必要に応じて審査会の審議により、不服申立人による意見陳述の議事の進行を整理する。

2 議長は、不服申立人の意見陳述に先立って、不服申立人及び補佐人に対し、本審査要領に定める意見陳述等の手続き、注意事項等について、確認のための説明

をしなければならない。

- 3 意見陳述のための審査会において、不服申立人は、必要に応じて補佐人の助言を受けながら、当該事案に対する自らの意見を述べるものとする。
- 4 前項の不服申立人による意見の陳述は、当該事案に対する意見を大きく逸脱するか、又は参加人等の権利を侵害する内容にわたることはできない。
- 5 議長は、職権により、あるいは委員の申し立てによる審査会の審議により、不服申立人の発言が当該事案に対する意見を大きく逸脱するか、又は参加人等の権利を侵害したと認めるときは、審査会の目的の達成と不服申立人、参加人等の権利保護に留意しつつ、議事の円滑な進行を保持するため、必要に応じて不服申立人の発言に注意を与え、あるいはその発言を制止させるものとする。

(委員の質疑と議長の議事整理権)

- 第8条 審査会は、不服申立人の意見を正確に把握し、条例の目的を達成するため必要と認めるときは、前条第3項の口頭による意見陳述が終了した後、不服申立人に対し、議長自ら又は委員による質疑を行うことができる。この場合において、不服申立人は、必要に応じて補佐人の助言を受けすることができる。
- 2 議長は、質疑が不服申立人や参加人等の権利を侵害したと思われるとき又は委員、不服申立人、参加人等から質疑に対して異議が申し立てられたときは、その質疑の妥当性について審査会で審議し、審査会の目的の達成と不服申立人、参加人等の権利保護に留意しつつ、不当な質疑と認めるときは委員の質疑を取り消させるなど、質疑の円滑な進行に努めなければならない。

(議事録の送付)

- 第9条 議事録は、条例又は他の規則等により公開が不適当とされる部分を除き、不服申立人、参加人及び実施機関に送付しなければならない。

(参加人への準用)

- 第10条 第4条から前条までに定める不服申立人に関する規定は、参加人に対して準用する。その際、文書の送付先にあたって「参加人」とあるのは、「不服申立人」と読み替えて適用するものとする。

#### 第4章 雑則

(現地等調査)

- 第11条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関から諮問を受けた事案に係る現地等の調査を行うことができる。

(公文書の保全)

- 第12条 審査会は、実施機関が不服申立ての審査に重要な関係を持つ公文書等を保管し、又は保存している場合は、当該審査が終了するまで当該公文書の保全を実施機関に求めることができる。

(委任)

- 第13条 この要領に定めるもののほか、審査会の審査に必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。